

福岡県公報

平成24年6月5日
第3400号

目次

告示 (第989号 - 第1001号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 1
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5

公 告

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (監視指導課) 5
- 県道に係る道路の構造の技術的基準等に対する意見募集 (道路建設課) 5
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (薬 務 課) 6

選挙管理委員会

- 平成23年4月10日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候

補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) 6

公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) 7

告 示

福岡県告示第989号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

	売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	181	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署内 若松交通安全協会 会長 浦江重之	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署内	平成24年 6月1日
旧		北九州市若松区大字藤木267番地13 若松警察署内 若松交通安全協会 会長 浦江重之	北九州市若松区大字藤木267番地13 若松警察署内	

福岡県告示第990号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町南里四丁目138番1、138番11及び138番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区名島五丁目67-48-408
小池 みどり

福岡県告示第991号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字板屋字黒牟田111、113、字後川132、133の1、136、138の1、字山添189、字イツケ浦200、243の2、243の3、字前熊山357の12

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第992号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字飯場字ハシノヲ434の5

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第993号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字若杉字タニ582（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第994号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字津野字向山6317の1、6318の1、6319の1、6324から6327まで、6330、6331、6332の1、6332の2、6333から6338まで、6340から6342まで、6356、6410、6411、6479、字向畑6321の1、6322、字向町6323、字白山6328、字石ノ塔6343、字下り葉山6344の1、6344の2、6345から6350まで、6351の2、6352、6353の1、6353の2、6355、6357から6360まで、字川原6408、字向井山6477、字向田6480

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第995号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市西区大字金武字荒谷309の35

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第996号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糸島市二丈波呂字大平8の1、8の3、11、13、9・10・12（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第997号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
北九州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 解除の理由
電気工作物施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
北九州市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
電気工作物施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北

九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第998号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
北九州市八幡西区大字畑字田床1534の2、1536の12
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
電気工作物施設用地とするため

福岡県告示第999号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
大野城市大字乙金618の54
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
大野城市大字乙金618の54
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

(3) 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第1000号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市花見東四丁目1970番1、1972番1から1972番19まで、2031番4、2031番5及び2031番20から2031番56まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区草香江2丁目7番1号
株式会社アスト
代表取締役 岩永 政浩

福岡県告示第1001号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡宇美町大字宇美柳原2846-1、2848-1、2850-1、2851-4、2851-6、2852-1、2853-1、2856-1、2857-1、2859-1、2859-4、2861-1、2861-2、2862及び2863-6
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡宇美町大字宇美2883
株式会社 小林食品
代表取締役 小林 栄一

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 処分を受けた事業者
(1) 名称
有限会社エコテック
(2) 所在地
福岡県嘉麻市下山田135番地の16
(3) 代表者
取締役 高山 和仁
- 行政処分の内容
改善命令
- 処分の年月日
平成24年5月22日
- 処分の理由
法第14条第12項の規定により適用される産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行っていることが、法第19条の3第2号の規定に該当するため。

公告

県道に係る道路の構造の技術的基準等について、次のとおり意見を募集します。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

- 意見募集期間

平成24年5月22日から平成24年6月21日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部道路維持課及び道路建設課に備え置きます。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで薬事法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部業務課に備え置きます。

平成24年6月5日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を公募しなかった理由

今回の改正は、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）及び薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に定められた経過措置が終了することに伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に規定する意見公募手続を実施しなかったもの

2 審査基準及び標準処理期間の改定日

平成24年6月1日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、平成23年4月10日執行の福岡県議会議員一般選挙（大牟田市選挙区）における候補者中西倫仁の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した平成23年4月10日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成24年2月福岡県選挙管理委員会告示第25号）の一部を、次のとおり改める。

平成24年6月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成23年4月10日執行の福岡県議会議員一般選挙（大牟田市選挙区）における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、中西倫仁の項を次のとおり改める。

No.6

候補者氏名	中西 倫仁	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	河野 一弘
第1回報告分	期間	平成23年1月28日から平成23年4月9日まで		報告書受理年月日	平成24年5月21日

取 入	支 出
主たる寄附	人件費 0円
（氏名・団体名）（職業）（寄附額）	家屋費 766,530円
はしづみ和雄事務所 253,800円	（選挙事務所費） 716,000円
高口こうじ事務所 22,600円	（集会会場費） 50,530円
北岡あや事務所 159,600円	通 信 費 53,100円
永尾 廣久 弁護士 1,000,000円	交 通 費 220,392円
日本共産党大牟田地区委員会 710,000円	印 刷 費 590,000円
	広 告 費 470,350円
	文 具 費 388,373円
	食 糧 費 184,000円
その他の寄附 2件 6,000円	休 泊 費 円
その他の収入	雑 費 44,725円
今 回 計 2,152,000円	今 回 計 2,717,470円
前 回 計 0円	前 回 計 0円
総 計 2,152,000円	総 計 2,717,470円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	590,000円
	計	590,000円

No.7

候補者氏名	中西 倫仁	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	河野 一弘
第2回報告分	期間	平成23年4月10日から平成23年4月27日まで		報告書受理年月日	平成24年5月21日

取 入	支 出
主たる寄附	人件費 0円
（氏名・団体名）（職業）（寄附額）	家屋費 0円
	（選挙事務所費） 0円
	（集会会場費） 0円
	通 信 費 0円
	交 通 費 0円
	印 刷 費 0円
	広 告 費 21,000円
	文 具 費 0円
	食 糧 費 0円
その他の寄附	休 泊 費 0円
その他の収入	雑 費 0円
今 回 計 0円	今 回 計 21,000円
前 回 計 2,152,000円	前 回 計 2,717,470円
総 計 2,152,000円	総 計 2,738,470円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第153号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成24年6月5日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- 雑踏警備業務1級
- 雑踏警備業務2級
- 空港保安警備業務1級
- 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成24年9月7日（金）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成24年9月6日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成24年9月13日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(4) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成24年9月14日（金）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務1級及び空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級及び空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

- (ウ) 雑踏の整理に関する事。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関する事。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関する事。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関する事。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 雑踏の整理に関する事。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関する事。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(3) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 乗客等の接遇に関する事。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関する事。
- (オ) 空港に関する事。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関する事。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合におけ

る応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関する事。
- (イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関する事。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関する事。
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。

(4) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 乗客等の接遇に関する事。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関する事。
- (オ) 空港に関する事。
- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関する事。
- (イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関する事。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関する事。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成24年8月16日（木）から同年8月20日（月）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）及び正午から午後1時00分までの間を除く。

(2) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

ウ 1級の検定申請者

上記ア及びイの書類に加えて、以下のいずれかの書類が必要。

(ア) 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

(イ) 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 検定手数料

ア 雑踏警備業務1級及び2級 13,000円

イ 空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の事前受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前申込みを行い、受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日及び翌日の2日間の午前9時00分から午後5時00分までの間（県の休日及び正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。